

入札監理小委員会
第385回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第385回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成27年10月13日（火） 16:53～17:55

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1 開 会

2 議 事

1. 実施要項（案）の審議

○文化庁メディア芸術祭の企画・運営（文化庁）

○劇場・音楽堂等基盤整備事業（文化庁）

2. その他

<出席者>

（委 員）

古笛主査、清水専門委員、石村専門委員、石田専門委員

（文化庁）

文化部芸術文化課支援推進室 石垣室長

文化部芸術文化課支援推進室メディア芸術交流係 横尾係長

（文化庁）

田村長官官房付

文化部芸術文化課文化活動振興室 饗場室長補佐、見野専門職

（事務局）

新田参事官、澤井参事官

○古笛主査 それでは、ただいまから第385回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、

①「文化庁メディア芸術祭の企画・運営」

②「劇場・音楽堂等基盤整備事業」

の実施要項（案）についての審議を行います。

最初に、「文化庁メディア芸術祭の企画・運営」の実施要項（案）についての審議を行います。

実施要項（案）について、文化庁文化部芸術文化課支援推進室石垣室長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○石垣室長 文化庁の石垣でございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

机上の資料に沿って御説明させていただきます。

まず最初に、文化庁メディア芸術祭の意見募集結果等々について始めさせていただきたいと思います。

先生方御存じのとおり、メディア芸術祭は、入札実施要項に基づいて実施し今回で2回目です。A-3については、ここに書いてあるとおりで、電子政府の総合窓口（e-Gov）に基づきまして、9月4日から17日の間に意見募集をさせていただきました。ここには1件となっておりますが、実際には2件来ています。ただし、その1件は、本件と全く関係ない内容のものでしたので、1件としています。

意見の概要は、要項の中に「関連イベント」があるのですが、「関連イベント」とは何を指すのですかということで、中身、内容というよりは、どういった具体的なものというようなことです。

回答案は、実際に27年度においては、別紙5の34ページに、具体的にこの「関連イベント」を記載していますので、修正は「なし」という形にさせていただきたいと思っています。

次が参考資料で、「第19回からの変更箇所」について御説明申し上げます。

メディア芸術祭については、平成9年度に第1回目を開催し、平成28年度については第20回という記念の年になります。したがって、平成28年度については、20回を記念する特別な企画展を実施予定です。この内容については、今までのメディア芸術祭の受賞内容や、今のメディア芸術祭がどういう形になっているのか踏まえた上で、企画させていただきたいということを考えています。第20回のコンテストに基づく優秀なものについての受賞作品展については、平成29年度に実施させていただきたいということで、28年度については、受賞作品展は実施しないことにしています。

変更点の上から2つ目ですが、受賞作品展、贈呈式及び祝賀会の開催、受賞作品集の制作・発行の部分については、全体を通して削除し、募集要項をまとめています。

業務内容についても同様で、受賞作品展、贈呈式等々については削除し、「公共サービ

スの実施に当たり確保されるべき質」の面についても、受賞作品展等々にかかわるものについては、全て削除しています。

それと、「民間事業者に望まれる経験・能力等」で、国際的なコンテスト等で業務実績があることということで、「国際的なコンテスト等」という形に変更させていただいていますが、19回については、「国際的な展覧会」という形にしていますが、平成28年度はコンテストのみになりますので、このような形にしています。

それと、「コンテスト部分に特化した記載に変更」ということで、コンテストだけに特化した形に変更をしています。

次の資料ですが、契約状況等の推移という資料があると思います。今までは企画競争でしたが、27年度からは民間競争入札ということで、一般競争入札で、総合評価落札方式にしています。落札率は99.95%となっています。

以下、参加資格については、27年度については、A、BまたはC等級にしています。

事業実施者は、公益財団法人画像情報教育振興協会（CG-ARTS）が受託しました。

上記以外の応札ということで、実際には、株式会社テレビマンユニオンも応札されていたのですが、技術審査で除外となっています。これは、3名の委員のうち1名の委員が、業務実施体制の必須項目について満たしていないというようなことで、点数を入れなかったため、必須項目ですので、除外となっています。応札者は1者と書いていますが、括弧で（2者）となっています。

説明会の参加者数は5者集まりました。これについては、24、25の応札がありましたNHKインターナショナル、テレビマンユニオン、CG-ARTS協会と、あと、イベント会社が2者でした。結果として、応札があったのは2者でした。

それと、以下、仕様書の数量等の明確化、評価基準の明確化、入札参加が期待される者へ個別掘り出し、アプローチも実施しました。

契約年数は1年で、「発注者が把握している上記条件下での応募可能企業数」を2者とするのか、3者とするのかという意見があるかと思いますが、それと、過去に受注した事業者が1者あるということで2者と整理させています。

入札不参加の理由としては、事業規模が大きいことと専門性が高いことから、実施体制を整えにくいことと、単年度契約なため、人材確保が難しいというような御意見をいただいています。

それでは、実施要項について、簡単に御説明をさせていただきます。

「民間競争入札実施要項（案）」1ページの「趣旨」は変わっていません。文化庁は公共サービス改革基本方針別表において民間競争入札の対象として選定された「文化庁メディア芸術祭の企画・運営」について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めるということとは変わっておりません。

2. 「文化庁メディア芸術祭の企画・運営の詳細な内容及び実施に当たり確保されるべき質に関する事項」で、「（1）文化庁メディア芸術祭の目的」ですが、回数が重なって

いるだけで、目的は変わっていません。

4行目になお書きがございませぬ。平成28年度〔第20回〕文化庁メディア芸術祭については、作品の公募、審査、記者発表会及び平成29年度実施の受賞作品展の開催案内を平成28年度に、平成28年度については、受賞作品の展示・上映等を平成29年度に実施するというこゝで、先ほど御説明申し上げた内容をこちらに記載してあります。

「業務の概要」は次の2ページですが、一番上に、実行委員会事務局の設置から、⑥として、調査・記録・報告等の実施と、6つございませぬ。従前は、これに加えて、受賞作品展の開催とかそういったものが加わって9つを、6つにしています。

(3)「民間競争入札の対象となる文化庁メディア芸術祭(コンテスト)の企画・運営の詳細な内容」というこゝで、業務期間が28年4月1日から29年3月31日、②の業務内容ですが、業務実施上の留意点は変わっていません。イ.として、実行委員会の設置に関する業務から3ページのコンテストの開催に関する業務についても、内容は変わっていません。

5ページですが、業務のうち、関連イベントの企画・実施で、コンテストの実施中、応募促進及びメディア芸術祭に関する理解・普及を促すためのイベントを実施についてで、平成27年度に実際に実施してありますので、その実績を踏まえ、新たに追加してあります。エ.宣伝・広報に関する業務、6ページのメディア芸術祭の公式ウェブサイトの企画、構築、運用及び保守、それと、8ページのメディア芸術祭等関連事業との連携に関する業務、調査・記録・報告等に関する業務、9ページの知的財産権の扱い、10ページになりますが、業務引き継ぎ方法については、内容は変わっていません。

10ページの真ん中の「(3)対象公共サービスの実施に当たり確保されるべき質」で、こちらに6つ挙げてありますが、従前は、これに加え、受賞作品展における不備や過失による損失等が入っていましたが、それについては削除してあります。

「創意工夫の発揮可能性」、(5)「契約の形態及び支払」、「法令変更による増加費用及び損害の負担」は、内容は変わっていません。

3.「実施期間に関する事項」、4.「入札参加資格に関する事項」等々については、内容は変わっていません。

13ページ「入札に参加する者の募集に関する事項」については、スケジュールを27年度から28年度に変えています。27年度〔第19回〕についての実際のスケジュールを申し上げますと、入札公告が平成27年1月22日、入札説明会が1月29日、入札書提出期限が2月13日、入札公告から入札書提出期限まで23日間設けてあります。今回も、同様に、20日以上設けることにしてあります。開札が2月27日でしたので、28年度についても、同様の期間を設けさせていただこうと思っております。

15ページ「落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項」についても、基本は変わっていません。ただし、下から2つ目のb)の「民間事業者に望まれる経験・能力等」の「経験・能力等」ですが、ここに「国際的なコンテスト等」とな

いますが、今回は「国際的な展覧会」ということになっています。 16ページ、17ページについては、内容は変わっていません。

18、19、20、21、22、23、24ページまでの内容については変わっていません。

25ページですが、「評価項目一覧」です。これも、上から4つ目の「民間事業者に望まれる経験・能力等」で、「国際的なコンテスト等」となっていますが、これは「国際的な展覧会」というものから変えたところです。

26ページ「従来の実施状況に関する情報の開示」は26年度の新しく経費について記入しています。それと、27も同様に、26年度に要した人員について記述しています。

28ページも同様に、26年度の作品の実績ということで記入しています。

29ページは、第18回の業務スケジュール、以下、開催要項等々を記入しています。

33ページについては、「平成27年度〔第19回〕の実施実績」で、今年度、終わった部分まで記入しています。

34ページについては、2. 「平成26年度〔第18回〕の実施実績」を記入しています。

39ページは、「応募作品についての推移」で、26年度〔第18回〕が3,853作品、71の国・地域から応募をいただいています。

参考に、27年度を申し上げますと、応募総数が全体で4,417作品、86の国と地域で、4,000を超える作品が応募されているというような状況です。

40ページについては、公式ウェブサイトのページ構成で、雑駁ですが、全体の内容について御説明させていただきました。

以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○清水専門委員 この内容で、1者で事実上契約をされているのですけれども、複数の業者が応札できるような努力というか工夫は何かされているところがあるのですか。

○石垣室長 先ほど、こちらの資料でも御説明申し上げましたとおり、まず、競争参加資格のところを緩和しています。これだけの額になりますと、AまたはBというところが普通ですが、これをCまで下げています。Cが一番最低の資格ですが、Cであったとしても、質のところ担保されるということで、Cまで下げさせています。

それと、1者で応札できない場合は、事業体を組んでいただいて、それで応札できるというようなこともしています。

ほかの一般的な事業でもそうですが、説明会を実施したり、過去に応札があったところに対しては私どもからお声がけをさせていただいています。考えられることは、今の段階では実施していると考えています。

○清水専門委員 前回の説明会に参加された5者は、その後、どうして応札しなかったかという理由の中に、先ほど、事業規模が大きいことと単年度契約であるということを説明

されていたと思うのですけれども、そういう参加しようとしている業者に対して応えるような形での工夫は何かされているのですか。

そういうものがないとなかなか応札者が増えてくるのは考えにくいのではないかなと思います。

○石垣室長 事業規模が大きいというお話については、事業規模を縮小するとか、または、事業をあるカテゴリーごとに割ってしまうという考え方はあろうかとは思いますが、ただ、そうしますと、事業に経費がかかりますので、全体とすれば、今まで以上にかかってしまい、ある意味非効率になってしまうのではないかと考えています。

国の会計上このような事業については、単年度契約をせざるを得ない部分がございます。効率的な実施を今の会計制度の中でということになると、現状の形になるのではないかと考えています。

○清水専門委員 単年度契約のところですが、これがどうしても複数年度契約にできないという理由は何かあるのですか。ほかのところでは、複数年度でやるところもありますね。

○石垣室長 例えば国立の美術館とか、独立行政法人であれば、5年間まとめてできるのですが、それは独立行政法人制度の中です。

○清水専門委員 先ほどおっしゃられた競争を担保するためというか、促進していくために工夫されたというところで、そういう工夫があったことによって、今後、参加してくれるような業者が増えるかどうかという見込みみたいなものは今お持ちですか。やってみないとわからないですか。

○石垣室長 実際、先生のお言葉を借りれば、やってみないとわからないところがあるかとは思いますが、ただ、いろいろ可能性があるところについては、待っているのではなくて、こちらから積極的に情報は提供したいと思っています。実際に参加したいというお話もさせていただいているところですので、さらに、それを進めていこうと考えています。

○清水専門委員 それは積極的に進めていただけるとのことですね。

○石垣室長 はい。

それと、私どものメディア芸術祭だけではなくて、メディア芸術祭と同様な事業も実施してございますので、そういうところで、ある意味専門性はあるので、そういったところの情報も提供させていただこうとは思っています。

○清水専門委員 技術的な側面とかが私も素人でよくわからないので、どのくらい増えるかというのは論じられないのですが、競争性の担保という意味では、なるべく考えられることを積極的に進めてもらいたいと思います。

○石田専門委員 今回の入札実施要項（案）はここまで固まっていらっしゃるので、このままでという感じはするのですけれども、先ほどの中に、カテゴリーを分轄すると、かえって、非効率になるのではないかというようなお話がありましたけれども、2ページの事

業の内容を見ると、事務局の設置・運営とコンテストの開催と芸術祭の宣伝・広報とウェブサイトの企画、構築、運用ですね。広報系のもの、つまり宣伝・広報とウェブサイトの企画、構築については、今の受けていらっしゃる公益財団法人もどこか下に投げているのではないかなという気がします。なので、例えばカテゴリーごとにすると、かえって、非効率ということではなくて、カテゴリーごとにして、上限の入札予定価格みたいなものをこちらできちんとおやりになれば良いと思うのです。そうすれば入札者数は相当増えるような気がするのです。ウェブサイトはすごくたくさん業者があるので、そこでコンペをすれば、必ずいい企画をしていくところがあると思います。宣伝・広報なんていうのも、予算の上限を見せないにしても、この事業の中で、前年度の事業者がここについてこれぐらいでやったというのを出せば、カテゴリーごとに分けておやりになっても、逆に、競争性は働くし、事業規模がちよっと小さくなって、たくさんの人が参加してくるような気がするのです。だから、今回やってみて、また、入札参加者が少ないときには、ちょっといろいろなことをお考えになられてもいいのではないかなという気がしましたという感想です。

あと、もう一点、公式ウェブサイトの企画、構築は、毎年ウェブサイトの作りはがらっと変わるのですか。それとも、ちょっと日付が変わるぐらいですか。

もしも、日付が変わるぐらいで、大きく変わらないのであれば、前年の受注者が非常に有利になりますね。HTMLでつくるということで、ちょっと上書きすればいいということと、全く新しく入って、ウェブサイトを構築するのでは全然違うと思うので、その辺はどうなっているのでしょうか。

○横尾係長 サイトは、毎年HTML等は一からの構築になっています。

○石田専門委員 全部一からですか。

○横尾係長 はい。

○石田専門委員 ここの受けているところが専門スタッフを雇って構築しているのか。ウェブサイトの業者がたくさんいるので、逆に、そこに委託しているかどうかというところの御事情まではわかりませんか。

○横尾係長 委託先が相見積もりをとった上で、一番低価格なところに依頼をしています。

○石田専門委員 だから、そのカテゴリーごとでやっても、全然オーケーということですね。逆に、相見積もりをとってというのは、そのところだけ切り出して競争入札にしてしまえば、同じ効果は出ると思うのですね。変な話、こちらの公益財団法人は、相見積もりをとって、一番安いところでプレゼンをやってもらってやっていたら、もしかしたら、今はウェブサイト業者が増えているので、下がってればその差額は、言葉は悪いですが、もうかってしまうという話になると思いますし、広く競争をしてもらうという分には、入りやすいカテゴリーに分けるといいうのもあるかもしれないですね。だから、1つのところは核としていろいろ仲介をするコーディネーターの役割としてはあるけれども、ウェブサイトとか、広報・宣伝は別にしてもできるのだったらと。今回、応札者が少なかったら是非、お考え頂きたいです。

先ほどの27年度のところで、発注者が把握している上記条件下での応募可能企業数2者というのは、これはもう一つのNHKインターナショナルのことですか。

○石垣室長 はい。

○石田専門委員 説明会に来たほかの4者はだめということですか。

○石垣室長 この2者は、今まで経験したことがある者であるというぐらいの意味合いでとっていただければと思います。

○石田専門委員 わかりました。

○石垣室長 先生が今お話のあったことですが、全体をコーディネートする者はどうしても必要になると考えていますので、そうすると、そこが全体をコントロールし、内容も含めながら、責任を持って全体を一つのものにしたほうがより効率的ではないかと考えています。

○古笛主査 今回、これでやってみて、また、1者しか入札がなかったということであれば、本当にカテゴリーごとに分轄できないのかどうなのかということなども御検討をいただくということで、今回はこの方針でということに進めさせていただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

○石垣室長 はい。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）については、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとして、改めて、小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや、監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方よろしいでしょうか。

（各委員了承）

○古笛主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（文化庁①退室・文化庁②入室）

○古笛主査 続きまして、「劇場・音楽堂等基盤整備事業」の実施要項（案）についての審議を行います。

最初に、実施要項（案）について、文化庁長官官房付田村様より御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は15分程度でお願いします。

○田村長官官房付 芸術文化課の文化活動振興室長の職を命じられております長官官房付の田村と申します。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

最初に、「劇場・音楽堂等基盤整備事業」の概要について少し御説明した後に、実施要項（案）について御説明させていただきたいと思います。

先生方も御案内かと思いますが、平成24年6月に、「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」が施行されたところをごさいます、この法律は一言で言いますと、我が国の劇場や音楽堂、文化会館、文化ホール等に係る現状や課題を踏まえて、文化芸術振興基本法という別の法律がごさいますけれども、その基本理念にのっとり、劇場・音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上を通じて、実演芸術の振興を図り、もっと心豊かな国民生活及び活力のある地域社会の実現等に寄与することを目的として制定、施行された法律でごさいます。

この法律の施行に伴いまして、それまでの既存の劇場・音楽堂に関するプログラムを、後で、また、ちょっと触れますけれども、リニューアルさせていただきまして、「劇場・音楽堂等活性化事業」という新しいパッケージで、25年度からスタートさせていただいたところですが、本日御説明させていただきます「劇場・音楽堂等基盤整備事業」という事業ですけれども、我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等について、そうした実演芸術に関する活動や劇場・音楽堂等における事業が自主的・主体的に行われるようにするための情報提供及び研修等を実施することにより、劇場・音楽堂等の活性化のための基盤整備を行うための単年度の委託事業という形で実施しているものでごさいます。

この基盤整備を行うことを目的とした本事業ですけれども、今申し上げました、劇場・音楽堂等の活性化に関する法律と、その後、平成25年3月に告示いたしました「劇場・音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」という取組指針に示された事項をもとに、大きく2つの柱から、情報提供事業と研修・交流事業の2つの柱より構成されております。

資料の実施要項（案）をご覧くださいと思います。

まず1ページをご覧くださいと思います。

1ページの下から、「情報提供事業」の御説明をしております。①として、「芸術文化情報提供事業」の（a）は、2ページに移りますけれども、この情報提供事業は、劇場・音楽堂等の事業や管理・運営に関する情報、それから、我が国の文化芸術に関する情報といった文化芸術振興に関する情報の収集に努めること、それらの情報をウェブサイト等を通じて広く提供し、劇場・音楽堂等の活性化を支援するものでごさいます。

それから、その下の（b）は「劇場・音楽堂等への芸術文化活動支援」になります。こちらはどうかと申しますと、劇場・音楽堂等に支援員として専門家を派遣することにより、自主事業の企画・実施、それから、施設の管理・運営等に関する指導・助言を行い、劇場・音楽堂等の活性化を支援するものや、日ごろの劇場・音楽堂等の相談に対応するなど、劇場・音楽堂等への芸術文化活動を支援することを内容としております。

次の3ページの真ん中のちょっと下辺りにごさいます②ですけれども、「研修教材の製作企画・編集・発行」でごさいます。こちらは劇場・音楽堂等における施設運営や人材育

成事業等に活用するための研修教材を作成していただき、劇場・音楽堂等の運営のための実践的な知識とか、技術を取得するための研修に効果的な教材を提供することによって、劇場・音楽堂等における自主的・主体的な芸術文化活動を支援することを目的としております。

以上が1つ目の柱の情報提供事業でございます。

続きまして、研修・交流事業になります。次のページの4ページをご覧ください。

まず③のアートマネジメント研修会、それから、次のページにあります4番目の技術職員研修会の開催でございます。研修事業ですけれども、劇場・音楽堂等の活性化や地域の文化芸術の振興等を目的としたアートマネジメントの研修会を全国及び各地域において開催するものであります。また、舞台技術に関する専門的知識や技能の向上を目的とした技術職員対象の研修会も同様に行うものであります。

全国の研修会ですけれども、各劇場、音楽堂等の館長等の施設経営者や舞台技術管理者、中堅職員、それから、地方公共団体の文化芸術振興の担当者などを中心に参加していただくことを想定しております。

一方、地域別の研修会は、全国7つの地域において、優れた自主事業等を企画する能力の育成とか、舞台技術を円滑に行うために必要な技能など、経験が3年目から5年目ぐらいの若手の職員の方を中心に参加していただく研修会でございます。

6ページに飛んでいただきます。「⑤劇場・音楽堂等スタッフ交流研修事業」でございます。交流事業になりますけれども、劇場・音楽堂等のアートマネジメントや舞台技術等の専門職員の資質向上を図るため、中堅の職員が国内の他の劇場・音楽堂等において行う実務研修とか、大学と連携したインターンシップの受け入れによる学生の実務研修を行うなど、劇場・音楽堂等における人材の交流研修を行うものであります。

また、おおむね10年以上の実務経験を有した職員を対象に、海外の劇場・音楽堂等の先進的な事例や優れた取組を取得することで、国内の劇場・音楽堂等の一層の水準向上を目的とした研修を行うものであります。

以上の事業については、我が国の劇場・音楽堂等において行われる実演芸術に関する活動や劇場・音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成を強化していくために必要不可欠な事業でございます。この事業を通しまして、劇場・音楽堂等の事業の活性化と実演芸術の水準の向上を図るとともに、地域の住民が質の高い芸術文化活動に触れられるようにするための基盤を整備することを目的としております。

以上が大体事業の概要になります。

それから、今回御説明を求められております、事業開始後にリニューアルした理由について少し御説明をいたします。

本事業においては、従前の「優れた劇場・音楽堂等からの創造発信事業」という事業名で行っておりました事業の中の地域の劇場・音楽堂等の活性化による地域文化力の発信・交流の推進を委託事業として実施していたものを、平成24年度に事業を一旦廃止し、25年

度より、「劇場・音楽堂等活性化事業」の一部を構成する内容としての「劇場・音楽堂等基盤整備事業」として実施しているものでございます。

平成24年度に廃止した理由として、冒頭少し御説明をいたしました、平成24年に施行された「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」の施行及びそれに伴う、「劇場・音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」の告示により、これらの法律、それから、告示の内容をよりきめ細やかに反映した形にすべく事業の内容を見直したものでございます。

具体的には、劇場・音楽堂等への支援員の派遣において、これまでの1劇場・音楽堂への派遣に加え、地域全体で抱える課題解決に応えるため、その地域の複数の劇場・音楽堂等を対象に支援員を派遣することができるようにしたこと。それから、劇場間の連携協力体制を構築するための研修を行うなど、それまでの地域文化力の発信にとどまることなく、劇場・音楽堂等の連携による基盤の整備を構築するための事業の見直しを図ったものでございます。

それから、本事業を行うに当たって、文化庁で設定させていただきました「確保すべきサービスの質」について御説明いたします。実施要項(案)の7ページをごらんください。

(4)以降に記載してございます。

本事業の質については、今まで申し上げてきたような劇場・音楽堂等の活性化の基盤整備を目的とする事業でございますので、こうした基盤整備に資する評価水準を設定し、評価内容をできるだけ具体化したところでございます。

それから、後ろにつけさせていただいております別紙2において、過去の事業状況に関する詳細な情報を開示し、過度な質の設定にならないように、それぞれの目標値の設定に努めているところでございます。また、民間事業者の新規参入にも支障のないサービスの質を設定させていただいているところと考えているところでございます。

それから、競争性を確保するために講じる予定の措置についてですけれども、まず、8ページをご覧いただくと、4番に「入札参加資格に関する事項」を掲載させていただいております。入札参加資格に関しては、なるべく幅広い候補者が募れるように、可能な限り広く設定させていただく方向で案をつくらせていただいたところでございます。

それから、今の別紙2に戻りますけれども、同じく、競争性を確保するために講じる予定の措置として、過去の事業状況に関する情報をできるだけ開示し、本事業の実施内容及び実績をより明確に御説明することで、入札参加事業者の増加につなげたいと考えております。

それから、スケジュールを9ページの下に書かせていただいておりますけれども、入札公告から入札書提出までの期間も、従来よりも2週間ほど延長させていただく予定でございまして、企画提案書の準備のための期間も十分に確保する形で実施させていただきたいと考えております。

以上が、ざっと一通りでございますが、御説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員の先生は御発言をお願いいたします。

○石田専門委員 今回の競争入札とはちょっと外れるかもしれないのですが、これは法律と指針に基づいてということですが、この法律の最終的な目標は何ですか。国民は高齢化しているわけですね。だけど、劇場・音楽を楽しむ人数を増やすということですか。何なのですかね。

○田村長官官房付 簡単に言いますと、我が国における劇場・音楽堂等としての機能を有している施設の多くは、文化会館とか文化ホールといった文化施設が多いわけですが、これらの文化施設における芸術文化活動は、今までのところだと、どうしても貸し館としての運営と申しますか、そういった形での公演が中心になっているところで、要は、劇場・音楽堂としての機能をもっと主体的に発揮していただけるような環境を整えていこうというのがこの法律の趣旨です。

もう一つは、実演芸術団体の活動拠点が大都市圏に集中する傾向がございますので、相対的に地方で多彩な実演芸術に触れる機会が少ないという現状がございますので、この法律による規定及び取組方針に基づいたさまざまな取組を通じて、地方でも多彩な実演芸術にもっと触れる機会を増やしていこうと。そのためには、各地域にあります劇場・音楽堂等がもっといい仕事をしていく必要があると、そういう趣旨から設けられた法律です。

○石田専門委員 そうすると、今、地方で多彩なという、その地方の対象館数はどれくらいになるのでしょうか。

あと、実施事業の数がふえればいいのですか。実施事業の数が増えて、入場者数が増えればいいのですか。

というか、何でそんなことを聞くかということ、これは、名称は変わっていますが、資料は23年からです。けれども、その前からおありになるのであれば、やっていることはずっと変わっているのか、変わっていないのかということと。

ここで何うことではないのですけれども、この事業は、本当にこの法律の目標達成にたいして効果的なのかということと、受け手の地域の人たちは、この研修で本当に変わっていているのだろうか。ニーズはあるのだろうか。ちょっと外れるような、外れないような。というのは、なぜかということ、「確保されるべきサービスの質」で、何をすればサービスの質を確保されるのだろうか。毎年同じことをやっていて、例えば地域の文化ホールで担当者が5人いて、1人参加するのは効果があるのか。参加する側は、お金は一切かからないのですか。参加費は徴収するのですか。

○見野専門職 参加費についてはかかってはおりません。

○石田専門委員 1つの館から最低1人ですか、2人でも3人でもいいのですか。

○饗場室長補佐 人数は、何人ということには特にはしていないところです。

○石田専門委員 研修の内容が毎年同じであっても、タダで行けるのだったら行ってしま

おうかというふうになってしまうのではないかなということです。

あと、研修のアンケートは、直後にとると、大概是「よかった」と書くのですね。その後、地元に戻って、フィードバックできたかどうかというのはまた別の話なので、そこまでを追いかけて「サービスの質」を担保するのは難しいとは思いますが、どうなのでしょう。

対象の館に比べて、参加率はどれぐらいとかというデータはあるのですか。

例えばプログラムを出すわけですね。これはおもしろそうだ、うちのためになるから行くと言って殺到して、殺到したら抽選になってしまうぐらいなのか、それとも、大体1人ぐらいはタダだから行っておいでよと行く感じなのか、その辺がよくわからないのです。○田村長官官房付 全国にこういう公共の文化施設は大体2,000近くあるのですけれども、館の事情は地域それぞれ、同じ地域の中でも、また、館によってそれぞれというところがありますので、そこは各地域のホールによっても受けとめ方もいろいろだと思います。

必ずしも、我々は全部の館が必ず手を挙げてくれることを期待してこういう事業を委託しようとは、さすがにそこまではちょっと思っていないけれども、ただ、実績は上がっているのかという御指摘ですけれども、私も今のここの担当になって、まだ二月ぐらいでございますけれども、結構いろいろな地域から、この事業を活用させていただいて新しい取組をやるという意欲が湧いてきたという声は非常によく聞いております。

日本全国いろいろな地域でいろいろなホールが活動しておりますけれども、東京首都圏あるいは大都市圏以外の館でも、かなり特色を持って存在感をだんだん見せつつある文化施設は、全国で結構見られ始めているように私は実感しているので、それがどういうふうに計測できるかという点は確かにございますけれども、私は一定の効果はきちんと上げている事業ではないかなというふうには感じております。

○石田専門委員 各館は生き残りをかけているので、これがあるから各館が生き残りをかけるので自主努力でやっているようにちょっと見えないような気はするのですけれども、2,000館で毎年いらっしゃるのは800ぐらいですか。

○田村長官官房付 そうですね。

○石田専門委員 先ほどおっしゃったように、館によって事情が違うのですね。あるいは、エリアによって事情が違うわけですね。その分析とかをされて、今年はこのことの研修をやるのかという、その研修内容は一律ではできないので、分けて、ローリングみたいなものはされていらっしゃるのですか。

○田村長官官房付 研修は、毎年テーマがありまして、そのテーマに沿った研修内容をしています。

それと、ローリングという言い方でいいのかどうかちょっとあれですけれども、毎年それぞれ違った内容で研修内容のプログラムを設定しておりますので、その時々トピック等々があると思うのですけれども、そういった題材を取り上げて、その年の研修内容を設定しているという状況になっていきますので、毎年同じ内容をしているという状況ではござ

いません。劇場にとってその年々の話題になっていること、問題になっていること、課題になっていること、そういったものを取り上げて、この研修の中でフィードバックなり情報なりを皆さんと共有すると。今後どうしていけばいいのかというようなことを、ここで答えは出ないのかもしれませんが、皆さんと同じ情報を共有して考えていくというような設定にさせてもらっているところです。

○石田専門委員 ささまざまな課題を抱えた人が交流することに意味があるというところがありますか。意見交換会。

○田村長官官房付 それもあります。

○石田専門委員 3ページの「研修教材の製作企画・編集・発行」で、一番下のところで、配布先は、文化庁に20部、あとは、希望した者（1者1部まで）。これは去年とか一昨年とかは何部ぐらいの希望があったのですか。

○見野専門職 去年の公立文化施設が約2,000ございまして、そこにはほぼ1館1冊ということで、希望をいただいてから送付をしているという形にはなっております。

○石田専門委員 それというのは、こういうのをつくったので、御利用の方と言ったら、「くれるなら頂戴」なのか、それとも、その内容をホームページで見せて募るのですか。すごい厚いのですか。本みたいになっているのですね。

○見野専門職 はい。

○石田専門委員 「これですよ」という内容の概要があって、欲しい方と言うと手が挙がって、申込でほぼ全館に配るという感じですか。

○見野専門職 そうです。

○石田専門委員 わかりました。ありがとうございました。

○清水専門委員 競争性の担保のところでお聞きしたいのですけれども、ずっと1者で何年間も続いているのですけれども、この業者だけしか参加してこないというか、ここが1者ずっと続いているという原因はどういうものだと分析されていますか。

○饗場室長補佐 文化庁側としても、例えば入札説明会を開いたり、期間を長くしたりという、できる限りの工夫はさせてもらっておるところではあるのですけれども、過去の例でいきますと、説明会に2者来たというような状況があります。ただ、応札のときになりましたら、1者ということではありました。

原因として考えられるというか、理由として考えられるのは、こういった全国規模の劇場をある程度ひとまとめにして、それぞれの地域ごとにも研修会を開いているのですけれども、そういったところをコーディネートする。劇場にとって必要な情報だったり、その時々の課題であったりというようなことを取りまとめて研修の内容として取り上げて、そういったことを研修内容で実施していくというようなことを行うとなると、なかなか専門的なことになってきてしまうということもあり、今まで受けてきている全国公立文化施設協会（公文協）しか手が挙がってこないのかなというふうには考えております。

○清水専門委員 毎年、契約者が一緒ということなので、専門性あるいはそういう業務に

精通してくると、ほかの業者がますます参加しにくいというふうになるのかなと思うのですが、すけれども、少なくとも競争性を確保しようとした場合には、どうして1者になるかという原因が特定されるというか、分析をされて、それを解消する努力を要項の中に入れていかなければ、ずっと解消できないですね。

技術的な問題は私もちよっとわかりませんが、例えばエリアが広過ぎるとかいろいろな問題があったら、そういうものを解消する方法は、今後考えられるのかどうか。考えられなければ、なかなか変わっていかないですね。あるいは、2者で来られるのではなくて、もう少したくさんの方の業者に来てもらえれば良いと思います。受けられる業者がどのくらいあるのかよくわからないので、何とも申し上げられないのですが、その辺のところの工夫を今後するつもりがあるかどうかということだと思います。全くないということだったら、ここで決まってしまうからね。その辺のところについての御見解をお聞かせいただければと思います。

○田村長官官房付　ここで基盤整備事業の中に盛り込まれているものは、いずれも今後の劇場・音楽堂等の基盤の充実といいますか、活性化の基盤となるものを形づくっていく非常に重要なものばかりですので、その内容を緩和して、もっと参入しやすいような形にするという方向に持っていくのはなかなか難しいかなというのが我々の今のところの考えです。

ただ、先ほど先生方から御指摘ありますように、それであれば、もうちょっと参入しやすい環境を考えていく必要があるのではないかと御指摘は、まさにそのとおりだと思いますので、先ほども申し上げましたように、入札の資格の点とか、それから、準備のための必要な期間とか、そういうものは目いっぱい考慮させていただいた上で実施させていただくという形をとらせていただければと思います。

○清水専門委員　努力が報われて、少しでも参加者が増えてくることになると思います。

もう一つ、落札率が、23年から毎年100%で同じになっているのですけれども、これはどういう仕組みで100%になってしまうのですか。

○饗場室長補佐　応募するときに、こちらとしての契約予定金額を示した上で、公募をしておりますので、100%に近くなっているのかなと思います。

○清水専門委員　100そのものですね。全く同じ金額ですね。

○饗場室長補佐　はい。

○清水専門委員　いろいろな理由で1者応募になるということになると、競争性ではなくて、今度は効率的な運営になっているかどうかという側面も一緒に併せて見る必要があると思います。落札率についての数字も、どういうやり方でこれを変えるかというのは、技術的な問題、あるいはどういうやり方で業者との間でやりとりするかというのはある種の制約があるのかもしれないのですが、この辺のところも少し工夫が必要かなと思います。

○饗場室長補佐 わかりました。

○石田専門委員 別紙2ですね。全国劇場・音楽堂等アートマネジメント研修会は、2泊3日で、オリンピック記念青少年総合センターで800人前後の人が来て、基調講演を大きいのをやって、分科会で分かれるというやり方ですね。ほかにもいろいろなことをやって、それを一つにするから割と大掛かりな事業で1億円なので、「できない」という形になりますけれども、下のほうの地域別だったら、9施設なので、参加者数を見ると、9で割ると、1会場60人ぐらいですね。だから、カテゴリーを分けてもいいかなというのと。

全国のマネジメント研修会というのも、これは企画競争ですね。この金額でいかに各地域のエリアで抱えている劇場・音楽堂等を活性化するために何かいい研修会をやる企画をしてくださいよというふうにしたほうが、民間活力は生かされるのではないかと。民間のアイデアをもっと生かす余地がある気がします。言葉は悪いですが、例えば学会などで大きな全国大会というのと、基調講演があって、いろいろ分かれてというのと同じですね。テーマは違うが、毎年同じ雰囲気と安心感はあるけれども、せっかく民間活力ということであれば、企画競争で、違うことをちょっとやりたいけれども、こっちにはアイデアがないけれども、民間のほうでプレゼンしてくれないですかと言ったら、いろいろなアイデアが出てきて、おもしろいような気はします。でも、すごい手間だとは思いますが。一応感想です。

○饗場室長補佐 おっしゃるとおりでございます。ありがとうございます。

○古笛主査 これは単年度契約しか難しいということですか。

○田村長官官房付 国の事業ですので、基本的には単年度事業という形で位置づけられているものでございます。

○古笛主査 23年以降のことしかわからないのですが、落札金額は年々下がってきてはいるのでしょうか。

○饗場室長補佐 ほぼ横ばいでございます。

○古笛主査 ずっと1者が落札してきているので、仮にほかの方が参加されなくても、その1者でずっとやってきているということであれば、ノウハウも蓄積されているだろうし、そういった意味では横ばいはずっとというのは、逆に言うと、1者だからというところもあるかと思うので、その辺りの工夫も必要なのかなというふうには思います。

それでは、この程度でよろしいでしょうか。

では、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）については、今後実施される予定の意見募集の結果を後日入札監理小委員会に確認した上で、議了とする方向で調整を進めたいと思います。

文化庁におかれましては、本日の審議や意見募集の結果を踏まえて、引き続き、御検討

いただきますようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。

事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

本日はありがとうございました。

(文化庁②・傍聴者退室)